

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）		
0101.10	<u>- 純粹種の繁殖用のもの</u>	NO	0101.11	<u>- 馬</u>	NO	貿易量僅少のため 「馬」及び「ろ馬 、ら馬及びヒニー 」を統合（HS改 正）
0101.90	<u>- その他のもの</u>	NO	0101.19	<u>- - 純粹種の繁殖用のもの</u>	NO	
			0101.20	<u>- - その他のもの</u>	NO	
				<u>- ろ馬、ら馬及びヒニー</u>	NO	
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）		01.06	その他の動物（生きているものに限る。）		ワシントン条約関連品目の貿易動向把握のため、項の内容を分割（HS改正）
	<u>- 哺乳類</u>	NO	0106.00	<u>(新設)</u>		
0106.11	<u>- - 靈長類</u>	NO				
0106.12	<u>- - くじら目及び海牛目</u>	NO				
0106.19	<u>- - その他のもの</u>	NO				
0106.20	<u>- 爬虫類</u>	NO		<u>(新設)</u>		
0106.31	<u>- - 鳥類</u>	NO		<u>(新設)</u>		
0106.32	<u>- - 猛禽類</u>	NO				
0106.39	<u>- - あうむ目</u>	NO				
0106.90	<u>- - その他のもの</u>	NO				
	<u>- その他のもの</u>	NO		<u>(新設)</u>		

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
02.08	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) (省略)		K G	02.08	その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。) (省略)		K G	ワシントン条約関連品目の貿易動向把握のため、0208.30号,40号,50号を新設(H S改正)		
0208.30	<u>- 霊長類のもの</u>		K G		(新設)					
0208.40	<u>- くじら目のもの及び海牛目のもの</u>		K G		(新設)					
0208.50	<u>は - 爬虫類のもの</u>		K G		(新設)					
0208.90	- その他のもの	K G	0208.90	000	- その他のもの					

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール (省略) - その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。） - - 霊長類のもの - - くじら目のもの及び海牛目のもの - - 爬虫類のもの - - その他のもの	K G	02.10 0210.90 K G K G K G K G	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール (省略) - その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）	K G	ワシントン条約関連品目の貿易動向把握のため、0210.90号を91号、92号、93号、99号に分割（HS改正）
0210.91 000						
0210.92 000						
0210.93 000						
0210.99 000						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物						
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 第01.06 項の哺乳類 (b) 第01.06 項の哺乳類の肉 (第02.08 項及び第02.10 項参照) (c) (省略) (d) (省略) 2 (省略)						第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) 海棲哺乳動物 (第01.06 項参照) 及びその肉 (第02.08 項及び第02.10 項参照) (b) (省略) (c) (省略) 2 (省略)
03.01 <u>0301.99</u>	魚 (生きているものに限る。) (省略) - その他の魚 (生きているものに限る。) (省略) - - たい - - その他のもの	K G KG	03.01 <u>0301.99</u>	魚 (生きているものに限る。) (省略) - その他の魚 (生きているものに限る。) (省略) - - その他のもの	K G	0301.99-000 を 100,900に分割

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） (省略) - まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。） (省略) - - めばちまぐろ（トウヌス・オベスス） - - くろまぐろ（トウヌス・ティヌス） - - みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ） - - その他のもの (省略)	K G	03.02	魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） (省略) - まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。） (省略) - - めばちまぐろ（トウヌス・オベスス） (新設) - - くろまぐろ（トウヌス・ティヌス） (新設) - - みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ） (新設) - - その他のもの (省略)	K G		
0302.34	000						
0302.35	000						
0302.36	000						
0302.39	000						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
03.03	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） - 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オシコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オシコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）		03.03 0303.10 000	魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04 項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） - 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オシコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オシコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）			
0303.11 000	- - べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）	K G				K G	水産資源保護に係る貿易動向把握のため、「べにざけ」を特掲し、0303.10号を11号、19号に分割（HS改正）
0303.19 000	- - その他のもの (省略) - まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。） (省略)	K G		(省略) - まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。） (省略)			
0303.44 000	- - めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）	K G		(新設)			
0303.45 000	- - くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）	K G		(新設)			
0303.46 000	- - みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）	K G		(新設)			
0303.49 000	- - その他のもの (省略) (次葉へ)	K G	0303.49 000	- - その他のもの (省略) (次葉へ)			水産資源保護に係る貿易動向把握のため、「めばちまぐろ」、「くろまぐろ」及び「みなみまぐろ」を特掲（HS改正）

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
0303.60	(前葉より) (省略) - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク 及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及 びしらこを除く。) - その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	K G	0303.60	000	(前葉より) (省略) - コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク 及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及 びしらこを除く。) - その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)	K G			
0303.79	(省略) - - その他のもの (省略) - - - さば(スコムベル・スコムブルス、スコム ベル・アウストララシクス及びスコムベル ・ヤポニクスを除く。) - - - たら(テラグラ属のもの) - - - その他のもの (省略)	K G K G K G	0303.79	500	(省略) - - - さば(スコムベル・スコムブルス、スコム ベル・アウストララシクス及びスコムベル ・ヤポニクスを除く。) (新設) - - - その他のもの (省略)	K G	0303.79-600 を新 設		
500									
600									
900									

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
03.05	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) (省略) - <u>魚の肝臓</u> 、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。) (省略)		K G	03.05	魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) (省略) - <u>肝臓</u> 、卵及びしらこ(乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。) (省略)		K G			
0305.20	000			0305.20	000			他の号と表記を合わせるため、魚のものであることを明記(HS改正)		

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）						
注 1、2 (省略) 3 この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。 4 (省略)						
						アイボリーには一般的にかばのものも含まれることから明確化（HS改正）

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
07.09	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） （省略） - きのこ及びトリフ - - きのこ（はらたけ属のもの） - - トリフ 0709.59 000 - - その他のもの （省略）			07.09 KG KG KG	0709.51 000 0709.52 000 （新設） （省略）	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） （省略） - きのこ及びトリフ - - きのこ - - トリフ （新設） （省略）				
0709.51 000							K G	貿易動向把握のため、「はらたけ属のもの」を特掲し、0709.51号を51号,59号に分割（HS改正）		
0709.52 000							K G			
0709.59 000										

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） （削除） （省略）		07.11 <u>0711.10</u> 000	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） <u>- たまねぎ</u> （省略）		K G 貿易量僅少のため 0711.10号を削除 (HS改正)
<u>0711.40</u> 000	<u>- きゅうり及びガーキン</u> <u>- きのこ及びトリフ</u>	K G	<u>0711.40</u> 000	<u>- きゅうり及びガーキン</u> （新設）		K G 貿易動向把握のため、「きのこ（はらたけ属のもの）」を特掲(HS改正)
<u>0711.51</u> 000	<u>- - きのこ（はらたけ属のもの）</u>	K G				
<u>0711.59</u> 000	<u>- - その他のもの</u>	K G				
0711.90 000	- その他の野菜及び野菜を混合したもの	K G	0711.90 000	- その他の野菜及び野菜を混合したもの		K G

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） (省略) - きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ - - きのこ（はらたけ属のもの） - - きくらげ（きくらげ属のもの） - - 白きくらげ（白きくらげ属のもの） - - その他のもの 100 900 (省略)		07.12 0712.30 KG KG KG KG	乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。） (省略) - きのこ及びトリフ - - しいたけ - - その他のもの (省略)		K G KG KG KG KG
0712.31 000						
0712.32 000						
0712.33 000						
0712.39						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
08.05	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) (省略) (削除) (省略)		08.05 0805.30 <u>000</u>	かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) (省略) <u>- レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア)</u> (省略) (新設)		
0805.50	<u>000</u> - レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフィオリア)	K G	0805.90 000	- その他のもの	K G	ライムの範囲の明確化(HS改正) KG
0805.90	000 - その他のもの	K G				

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
08.10		その他の果実(生鮮のものに限る。) (省略)		08.10		その他の果実(生鮮のものに限る。) (省略)			
0810.60	000	- ドリアン	K G	0810.90		(新設)		「ドリアン」を特 掲し、0810.60号 を新設(H S改正)	
0810.90		- その他のもの	K G	100		- その他のもの	K G		
	100	- - かき	K G	900		- - かき	K G		
	900	- - その他のもの (省略)				- - その他のもの (省略)			
08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット (例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の の保存用の溶液により保存に適する処理をしたも ので、そのままの状態では食用に適しないものに 限る。) (省略) (削除)		08.12		一時的な保存に適する処理をした果実及びナット (例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の の保存用の溶液により保存に適する処理をしたも ので、そのままの状態では食用に適しないものに 限る。) (省略)			
0812.90	000	- その他のもの	K G	0812.20	000	- ストロベリー	K G	貿易量僅少のため 0812.20号を削除 (H S改正)	
				0812.90	000	- その他のもの			

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第11類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省略) (b) 第19.01 項の調製した穀粉、 <u>ひき割り穀物</u> 、ミール及びでん粉 (c)~(f) (省略) 2、3 (省略)						穀物を細かくしたものに「ひき割り穀物」もあることを明記（HS改正）

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット - ひき割り穀物及び穀物のミール （省略） （削除） （省略） （削除）		11.03 <u>1103.12</u> 000	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット - ひき割り穀物及び穀物のミール （省略） - - オートのもの （省略）		
1103.19 000	- - その他の穀物のもの	M T	<u>1103.14</u> 000 1103.19 000	- - 米のもの - - その他の穀物のもの	M T M T	貿易量僅少のため 1103.12号,14号を削除 (HS改正)
1103.20 000	- ペレット	M T	<u>1103.21</u> 000 <u>1103.29</u> 000	- - 小麦のもの - - その他の穀物のもの	M T M T	貿易量僅少のため 1103.21号,29号を1103.20号に統合 (HS改正)

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
11.04	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。) - ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 (削除) (省略)			11.04	その他の加工穀物(例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06項の米を除く。)及び穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。) - ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 <u>- 大麦又は裸麦のもの</u> (省略)					
1104.19	000 - - その他の穀物のもの - その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) (削除) (省略)	M T	1104.19	000	- - その他の穀物のもの - その他の加工穀物(例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) <u>- 大麦又は裸麦のもの</u> (省略)		M T	貿易量僅少のため 1104.11号,21号を 削除(H S改正)		
1104.29	000 - - その他の穀物のもの (省略)	M T	1104.29	000	- - その他の穀物のもの (省略)		M T			

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考
統計品目番号	品名		単位	統計品目番号	品名		単位	
第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 (省略)				第12類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物 (省略)				1205.10号の「菜種(低エルカ酸のもの)」について、定義を明確化(HS改正)
号注 1 第1205.10号において「菜種(低エルカ酸のもの)」とは、不揮発性油(エルカ酸がその重量の2%未満のものに限る。)及び1グラムあたり30マイクロモル未満のグルコシノレートの固形分が得られる菜種をいう。				1205.10号の「菜種(低エルカ酸のもの)」について、定義を明確化(HS改正)				
12.05 1205.10 000 1205.90 000	菜種(割つてあるかないかを問わない。) - 菜種(低エルカ酸のもの) - その他のもの		M T	12.05 1205.00 000	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		M T	貿易動向把握のため、「菜種(低エルカ酸のもの)」を特掲し、1205.00号を10号、90号に分割(HS改正)
12.07	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。) (省略) - その他のもの (省略) (削除) - - その他のもの		M T	12.07 1207.92 000 1207.99 000	その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。) (省略) - その他のもの (省略) - - シャナット - - その他のもの		M T	貿易量僅少のため1207.92号を削除(HS改正)

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
12.09	は播種用の種、果実及び胞子 (削除)			12.09	は播種用の種、果実及び胞子 - ビートの種					
1209.10 000	<u>- てん菜の種</u> (削除) <u>- 飼料用植物の種</u> (省略)	K G		1209.11 000 1209.19 000	<u>- てん菜の種</u> - - その他のもの <u>- 飼料用植物の種 (ビートの種を除く。)</u> (省略)		K G K G	貿易量僅少のため 削除 (HS改正)		
1209.29 000	- - その他のもの (省略)	K G	1209.29 000		- - その他のもの (省略)		K G			

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） （省略）		K G	12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） （省略）					
1211.30 000	- コ力葉		K G	1211.90 000	（新設）			麻薬関連物品の貿易動向把握のため 1211.30号、40号を新設（HS改正）		
1211.40 000	- けしがら		K G		（新設）					
1211.90 000	- その他のもの		K G		- その他のもの					

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。) (省略)		12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュブス変種サティヴム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。) (省略)				
1212.30 000	- あんず、桃(ネクタリンを含む。)又はプラムの核及び仁 - その他のもの (省略) (削除) - - その他のもの	K G	1212.30 000		- あんず、桃又はプラムの核及び仁 - その他のもの (省略) - - さとうきび - - その他のもの		K G	他の項と表記を統一(HS改正)	
1212.99 000		K G	1212.92 000 1212.99 000				K G KG	貿易量僅少のため 1212.92号を削除 (HS改正)	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第13類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス						
注 1 第13.02 項には、甘草エキス、除虫菊エキス、ホップエキス、アロエエキス及び生あへんを含むものとし、次の物品を含まない。						
(a)~(e) (省略) <u>(f)</u> けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の50%以上のもの (第29.39 項参照)						
(g) (省略) (h) (省略) (ij) (省略) (k) (省略)						
(f) (省略) (g) (省略) (h) (省略) (ij) (省略)						けしがら濃縮物の純度の高いものが第29類に分類されることを明記 (HS改正)

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
14.02 1402.00	000 <u>主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかを問わない。)</u> (削除) (削除)	K G	14.02 1402.10 1402.90	000 000 <u>主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかを問わない。)</u> <u>- カポック</u> <u>- その他のもの</u>	K G KG	貿易量僅少のため 1402.10号,90号を 1402.00号に統合 (HS改正)
14.03 1403.00	000 <u>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかを問わない。)</u> (削除) (削除)	K G	14.03 1403.10 1403.90	000 000 <u>主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかを問わない。)</u> <u>- ほうきもろこし(ソルグム、ヴルガレ変種テクニクム)</u> <u>- その他のもの</u>	K G KG	貿易量僅少のため 1403.10号,90号を 1403.00号に統合 (HS改正)

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう (省略)			第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう (省略) (新設)			「菜種油(低エルカ酸のもの)」の定義を明確化(HS改正)	
15.04	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。) (省略)		15.04	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物(化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかを問わない。) (省略)			
1504.30	000	- 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 (削除) (削除)	K G	1504.30 100 900	- 海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 - - ひげ鯨類の油 - - その他のもの	K G K G	1504.30-100,900 を1504.30-000に統合
1505.00	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。) (削除) (削除)		15.05 1505.10 1505.90	000 100 900	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む。) - ウールグリース(粗のものに限る。) - その他のもの - - ラノリン - - その他のもの	K G	貿易量僅少のため 1505.10号,90号を 1505.00号に統合 (HS改正)
100	- ラノリン - その他のもの	K G				K G	
900		K G				K G	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） - 菜種油（低エルカ酸のもの）及びその分別物 - - 粗油 - - その他のもの - その他のもの - - 粗油 - - その他のもの	K G	15.14 1514.10 K G 1514.90 K G	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） - 粗油 - その他のもの	K G	貿易動向把握のため、「菜種油（低エルカ酸のもの）」を特掲（HS改正）
1514.11 000						
1514.19 000						
1514.91 000						
1514.99 000						

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位		
		小	大		小	大			
15.15	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省略) (削除)			15.15	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) (省略) <u>- ホホバ油及びその分別物</u>				
1515.90	- その他のもの - - 漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物 - - その他のもの	K G		1515.60 1515.90	100 100	000 900	- その他のもの - - 漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物 - - その他のもの	K G K G K G	
16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) (省略)			16.04	魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 - 魚(全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。) (省略)				
1604.13	- - いわし - - - 気密容器入りのもの (削除) (省略)			1604.13	- - いわし - - - 気密容器入りのもの <u>- - - - トマト漬けのもの</u> (省略)			K G K G	
	190	- - - - その他のもの (省略)	K G	110 190	- - - - その他のもの (省略)			1604.13-110を削除	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル（省略）			17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル（省略）					
1702.40 000	- ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限るものとし、 <u>転化糖を除く。</u> ） (省略)	K G	1702.40 000	- ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%未満のものに限る。） (省略)	K G	転化糖の分類の明確化のため、下線部追加（HS改正）				
1702.60 000	- その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限るものとし、 <u>転化糖を除く。</u> ）	K G	1702.60 000	- その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超えるものに限る。）	K G					
1702.90 000	- その他のもの（ <u>転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の50%含有するものを含む。</u> ）	K G	1702.90 000	- その他のもの（転化糖を含む。）	K G					

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 注 1 (省略) 2 第19.01 項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「ひき割り穀物」とは、第11類の「ひき割り穀物」をいう。 (b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。 (1) 第11類の穀粉及びミール (2) 他の類の植物性の粉及びミール(乾燥野菜(第07.12 項参照)、ばれいしょ(第11.05 項参照)又は乾燥した豆(第11.06 項参照)の粉及びミールを除く。) 3、4 (省略)							
第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 注 1 (省略) 2 第19.01 項において「穀粉」と及「ミール」とは、次の物品をいう。 (a) 第11類の穀粉及びミール (b) 他の類の植物性の粉及びミール(乾燥野菜(第07.12 項参照)、ばれいしょ(第11.05 項参照)又は乾燥した豆(第11.06 項参照)の粉及びミールを除く。) 3、4 (省略)							
19.01	麦芽エキス並びに穀粉、 <u>ひき割り穀物</u> 、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01 項から第04.04 項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) (省略)		19.01	麦芽エキス並びに穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01 項から第04.04 項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) (省略)		「ひき割り穀物」を挿入(HS改正)	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				日本 (2001年)				備考	
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位			
19.04	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えは、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、 <u>ひき割り穀物</u> 及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) (省略) - ブルガー小麦 - その他のもの		K G	19.04	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品(例えは、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) (省略) (新設) - その他のもの		K G	「ひき割り穀物」を挿入(H S改正)	
1904.30 000	- ブルガー小麦	K G	1904.90 000	- その他のもの				貿易動向把握のため、「ブルガー小麦」を特掲(H S改正)	
1904.90 000	- その他のもの	K G							

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
19.05 <u>1905.31</u> 000 1905.32 000	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他 のベーカリー製品（ココアを含有するかしないか を問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に 適するオブラーート、シーリングウエハー、ライス ペーパーその他これらに類する物品 (省略) <u>- スイートビスケット、ワッフル及びウエハー</u> <u>- - スイートビスケット</u> <u>- - ワッフル及びウエハー</u> (省略)	K G K G	19.05 1905.30 100 200	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他 のベーカリー製品（ココアを含有するかしないか を問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に 適するオブラーート、シーリングウエハー、ライス ペーパーその他これらに類する物品 (省略) <u>- スイートビスケット、ワッフル及びウエハー</u> <u>- - スイートビスケット</u> <u>- - ワッフル及びウエハー</u> (省略)	K G K G	1905.30号を31号、 32号に分割（H S 改正）

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位	
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1~4 (省略) <u>5 第20.07 項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことにより又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理により得られたものをいう。</u> 6 (省略)	第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1~4 (省略) <u>5</u> (新設) 6 (省略)	第20.07 項の「加熱調理をして得られたもの」の定義を新設 (HS改正) 「ブリックス値」の定義を新設 (HS改正)				
号注 1、2 (省略) <u>3 第2009.12号、第2009.21号、第2009.31号、第2009.41号、第2009.61号及び第2009.71号において「ブリックス値」とは、温度20度におけるブリックスハイドロメーター又は屈折計(屈折率をしよ糖含有率(ブリックスの値)として目盛られたものに限る。)の読み値(温度20度と異なる温度で測定した場合には、温度20度における値に補正したもの。)をいう。</u>	号注 1、2 (省略) <u>3</u> (新設)					

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
20.01 2001.90	000	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 (省略) (削除) - その他のもの	K G	20.01 2001.20 000 2001.90 000	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分 (省略) <u>- たまねぎ</u> - その他のもの		K G K G	貿易量僅少のため 2001.20号を削除 (HS改正)	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考	
統計品目番号		品名	単位	統計品目番号		品名	単位		
20.03		調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの)を除く。) -きのこ(<u>はらたけ属のもの</u>) (省略) <u>-その他のもの</u>	K G	20.03 2003.10 000	20.03 2003.10 000	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの)を除く。) -きのこ (省略) (新設)	K G	貿易動向把握のため、「はらたけ属のもの」を特掲し、2003.10号を10号及び90号に分割(HS改正) 下線部変更(HS改正)	
20.07		ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) (省略)	K G	20.07	20.07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト(加熱による調理をした調製品に限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) (省略)			
20.08		果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) (省略) -桃(<u>ネクタリンを含む。</u>) (省略)	K G	20.08 2008.70 000	20.08 2008.70 000	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。) (省略) -桃 (省略)	K G	他の項と表記を統一(HS改正)	

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) - オレンジジュース - - 冷凍したもの	L	K G	20.09	果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。) - オレンジジュース - - 冷凍したもの	L	K G	糖度に「ブリックス値」が用いられることによる改正(HS改正)		
2009.11 000	<u>- - 冷凍してないもの(ブリックス値が20以下のものに限る。)</u>	L	K G	2009.11 000						
2009.12 000	<u>- - その他のもの</u>	L	K G	2009.19 000	<u>- - その他のもの</u>	L	K G			
	<u>- グレープフルーツジュース</u>			<u>2009.20 000</u>	<u>- グレープフルーツジュース</u>	L	K G			
2009.21 000	<u>- - ブリックス値が20以下のもの</u>	L	K G			L	K G			
2009.29 000	<u>- - その他のもの</u>	L	K G	<u>2009.30 000</u>	<u>- その他のかんきつ類の果実のジュース(二以上の果実から得たものを除く。)</u>	L	K G			
	<u>- その他のかんきつ類の果実のジュース(二以上の果実から得たものを除く。)</u>					L	K G			
2009.31 000	<u>- - ブリックス値が20以下のもの</u>	L	K G			L	K G			
2009.39 000	<u>- - その他のもの</u>	L	K G	<u>2009.40 000</u>	<u>- パイナップルジュース</u>	L	K G			
	<u>- パイナップルジュース</u>					L	K G			
2009.41 000	<u>- - ブリックス値が20以下のもの</u>	L	K G			L	K G			
2009.49 000	<u>- - その他のもの</u>	L	K G	<u>2009.50 000</u>	<u>- トマトジュース</u>	L	K G			
2009.50 000	<u>- トマトジュース</u>	L	K G							
	(次葉へ)				(次葉へ)					

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)				旧規 (2001年)				備考		
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名		単位			
	(前葉より)				(前葉より)					
2009.61 000	- ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。) - - ブリックス値が30以下のもの - - その他のもの	L	K G	2009.60 000	- ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)		L	K G		
2009.69 000	- りんごジュース	L	K G	2009.70 000	- りんごジュース		L	K G		
2009.71 000	- - ブリックス値が20以下のもの	L	K G							
2009.79 000	- - その他のもの (省略)	L	K G		(省略)					

2002年 輸出統計品目表改正

新規 (2002年)			旧規 (2001年)			備考	
統計品目番号	品名	単位	統計品目番号	品名	単位		
第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 (省略)							
<u>号注</u> 1 第2306.41号において「菜種油かす(低エルカ酸のもの)」とは、第12類号 <u>注1</u> に定義される種のものをいう。							
23.06	その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。) (省略)		23.06	その他の植物性の油かす(粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。) (省略)			
2306.41	<u>- 菜種油かす</u> <u>- - 菜種油かす(低エルカ酸のもの)</u> <u>- - その他のもの</u> (省略)	M T	2306.40	<u>- 菜種油かす</u> (新設) (新設) (省略)	M T	「菜種油かす(低エルカ酸のもの)」を特掲し、2306.40号を41号、49号に分割(H S改正)	
2306.49		M T					
23.08			23.08	<u>飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)</u> <u>- かし又はとちの実</u> <u>- その他のもの</u>			貿易量僅少のため2308.10号、90号を2308.00号に統合(H S改正)
2308.00	<u>飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物(ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	M T	2308.10 2308.90	000 000	M T M T		